（二）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造業の登録の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造業登録証再交付申請書

年　　月　　日

収入印紙［消印をしないこと］

農林水産大臣　　殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の５の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造業登録証の再交付を受けたいので、下記により申請します。

記

１　製造所の名称及び所在地
２　登録年月日及び登録番号
３　申請理由
４　参考事項

（日本産業規格Ａ４）

備　考

１　登録証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合にあっては、当該登録証を添付すること。

２　申請書は、正副２通を提出すること。

別記様式第十二号㈥中「第91条の97各号」を「第91条の96各号」に、「Article 91-97」を「Article 91-96」に改め、同様式㈥を同様式㈤とし、同様式㈢から㈤までを二ずつ繰り下げ、同様式㈡の次に次のように加える。